

「部活動に係る活動基本方針」

宮城県伊具高等学校

1 適切な休養日及び活動時間等の基準

- ① 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。
(少なくとも平日に1日、週末(土曜日及び日曜日)に1日以上)
 - ② 長期休業中は学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。
(十分な休養や部活動以外の活動も行うことができるようにある程度長期の休養期間を設ける)
 - ③ 1日の活動時間は、原則として平日2時間程度、休日3時間程度とする。
(できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う)
 - ④ 朝練習については、原則禁止とする。
(但し、特別な事情があると認める場合は限定的に行うことができる)
 - ⑤ 定期考査前1週間から考査最終日前日までは原則禁止とする。
(但し、大会直前など特別な事情がある場合は活動を認めることもある)
- ※ 大会やコンクール等目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期「ハイシーズン」も必要であり、活動日を増やしその分をそれ以外の時期に休養日を十分に確保する。

2 活動計画の作成

- ① 本方針を踏まえ、顧問は年間を見通した活動計画を作成し、休養日を確保する。
- ② 顧問は年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ③ 年間活動計画並びに毎月の活動計画には活動日(日時)・場所、休養日及び大会予定・参加日等を記入する。

3 教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

- ① 校長は、教職員の部活動への関与について、関係法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ② 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、応じて指導・是正を行う。
- ③ 校長は、教職員の長時間勤務の解消や校務全体の効率的・効果的な実施等に努めるため、学校全体として適切な指導・運営及び管理に係る体制の構築を図る。

4 部活動の活性化

- ① 部活動は学校の教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心をもつ同好の生徒が自主的、自発的に参加することにより、技術・技能のみならず社会性や協調性、コミュニケーション力を育む機会である。
- ② 部活動は、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、大きな教育的意義がある。
- ③ 部活動の活性化に努めるものの、指導の過熱化や教員の多忙化などの課題解決に努める。